

静岡県防災・原子力学会
平成27年度第2回原子力分科会 会議録

平成28年2月9日(火)
静岡県庁別館5階危機管理センター東側

午後1時30分開会

○事務局（秋葉） 定刻となりましたので、ただいまから静岡県防災・原子力学会原子力分科会を開催いたします。

私は、本日の司会を担当いたします、静岡県危機管理監代理兼危機管理部理事の秋葉です。よろしくお願いいたします。

本日は、防災原子力学会の松井孝典会長にご出席をいただいております。初めに、松井会長よりご挨拶をいただきます。よろしくお願いいたします。

○松井会長 松井です。原子力分科会の開催に当たり、静岡県防災原子力学会の会長として、一言ご挨拶申し上げます。

委員の皆様には、大変お忙しい中、本日の会議にご出席いただき、ありがとうございます。

本日の議題は、「浜岡地域原子力災害広域避難計画の策定状況について」です。また、中部電力から、浜岡原子力発電所の現況等について報告があります。

浜岡地域の原子力災害広域避難計画は、静岡県の防災にとって重要な課題でありますし、県民の皆様にとっても関心の高いテーマであります。委員の皆様には、それぞれのご専門の立場から、静岡県の防災力・減災力の強化に向けた、ご意見、ご提言をいただきますようお願いいたします。

また、当会議の重要な使命として、自然災害や防災に関する最新の科学や技術の取り組みについて、静岡県民の皆様へ情報発信していくとあります。こうした観点から、ご発言についても心がけていただければ幸いです。

以上、簡単ですが、私からの挨拶とさせていただきます。

○事務局（秋葉） ありがとうございました。

続きまして、本日ご出席の皆様ですが、お手元の名簿と座席表のとおりでございます。

ご紹介は割愛させていただきます。

それでは議事に入ります。議事の進行は、山本原子力分科会会長にお願いいたします。先生お願いいたします。

○山本分科会会長 事務局から指名がありましたので、議事進行を務めさせていただきます。皆様方には、活発なご発言をお願いいたします。発言される際には、挙手をして、私の指名を受けてからお願いいたします。

また、傍聴の方もいらっしゃいますので、マイクを使ってご発言ください。

それでは議事に入ります。「浜岡地域原子力災害広域避難計画の策定状況について」です。初めに、事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局（塩崎） 事務局を担当いたします、静岡県危機管理部原子力安全対策課長、塩崎でございます。よろしくお願いいたします。

今回、防災原子力学術会議の原子力分科会、平成27年度第2回でございます。第1回は、前年の9月1日に、この「広域避難計画の策定状況について」ということで、ご説明させていただきました。そのとき先生方から数多くのご意見をいただきまして、主な内容をざっと申し上げますと、「避難退域時検査をするときの現実的な設定が必要です」。あるいは「自家用車を使用するとき、自家用車の使用というものにつきましても、現実的かどうかというのをしっかりチェックしなさいよ」と。そのほか「安定ヨウ素剤を配布するときの判断。こういったものもしっかり現実性というものを踏まえて判断してくださいよ」と。あと、「配慮を要する方々の搬送。これにつきましても、しっかり実効性について確認してくださいよ」ということ。全体を通しまして、やはり実行可能性、そしてそれらを徹底的に検証するようにとお話をいただきました。

そして、この避難計画の内容ですけれども、1月の27日、つい10日ほど前ですけれども、静岡県内の市町、そして関係機関に対しまして、現在の案をお示しいたしました。そのときも、やはりご意見をたくさんいただきましたけれども、そのとき出た意見といましては、交通手段。先ほど自家用車というお話を申し上げましたけれども、自家用車で逃げられる人ばかりではございませんので、「バスの確保。こういったものもしっかり考慮してくださいよ」というふうな話。

あと具体的、今回避難計画でございますので、避難先をお示しするのですけれども、基本的には県内での避難ということで作業を進めておりましたけれども、複合災害、巨大地震等によりまして、避難先を2つ確保しているということがございますので、この

避難先につきましても、具体的に避難先の都県。「これについてもしっかり示してくださいよ」というお話。

あと、先生方からもいただきましたけれども、安定ヨウ素剤。これの配布のときの判断基準。こういったこと等のご意見をいただきました。

今後、私どもといたしましては、また後々説明いたしますけれども、先生方の本日のご意見をいただきまして、今年度末の策定、そして公表。これを目指してやっていきたいと思っております。

本日の説明につきましては、PowerPointを用意いたしまして、PowerPointの印刷した紙と、避難計画の案。ちょっと厚いのですけれども、この2つによって説明を進めたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、まず「浜岡地域原子力災害広域避難計画の策定について」でございますけれども、これにつきましては、現在1から9まで9つの構成となっております。この1から8番につきましては、前回の第1回の分科会でもお示ししたとおりでございます。今回この第9の「今後の課題」ということを、あえて追加させていただきました。これにつきましては、先ほど私、広域避難計画を「3月策定」と申し上げましたけれども、そこで終わりということではございませんので、継続的な見直し、そして更新を行なうことによって、より実効性、現実性というものを高めていきたいと考えております。

2ページをお願いします。今さらっと申し上げましたけれども、今後の予定です。

実は、先ほど申し上げましたけれども、静岡県内の市町に対して計画案の説明をいたしまして、現在ご意見をいただいているところでございます。本日2月9日でございますけれども、静岡県の防災原子力学術会議の原子力分科会でお示しして、またご意見をいただければと思っております。今後、2月の静岡県議会にお諮りいたしまして、先生方のご意見をいただく。そして、3月下旬に避難計画の策定、そして公表。さらに、6月に静岡県の防災会議がございますので、そちらで報告していきたいと思っております。

また、先ほども申し上げましたけれども、ここがゴールということではなくて、新たなスタートだということで、状況の変化、あるいは訓練等の検証によりまして、中身をブラッシュアップして、より実効性の高いものにしていきたいと考えております。

ここで、前回先生方からいただきましたご意見を踏まえまして、変更点について、ざっとご説明させていただきます。

まず、1番の(1)「目的」でございます。目的につきましては、これは1ページで

ございます。1ページをご覧ください。

これは単なる避難計画ということではなくて、「防護まで含めた全ての防災の計画にしなければならない」というご意見をいただきましたので、そこで、この目的のところ
で明示させていただいたところがございます。

次に、ここにもありますけれども、「関連する法令、計画等の関係を明確に下さいよ」ということで、これにつきましては29ページをお開きください。計画の29ページを
お願いいたします。

この29ページによりまして、基本的には災害対策基本法、そして原子力災害対策特別
措置法、いわゆる原災法。これに基づく計画であるということ、それで国の災害基本
計画の原子力災害対策編、さらに原子力災害対策指針。これらに基づいて、静岡県の地
域防災計画の「原子力災害対策の巻」。これの中に定められている広域避難計画でござ
います。また、この広域避難計画で全てカバーできるというわけではございませんので、
ここの29ページの右側にありますけれども、各種の要領あるいはマニュアル等によっ
て、そのところを補完していきたいと考えております。

また、一般の住民の方々に関しましては、ここに書いてありますけれども、住民説明
用パンフレット「原子力防災のしおり」とありますけれども、これは現在作成中ござ
いまして、このような「原子力防災のしおり」ということで、今年の3月の発行を目指
して現在作成作業を進めているところでございます。

次に、2の(2)「避難単位」でございます。これにつきましては、6ページ、7ペ
ージでお示ししてございます。

避難単位につきましては、それぞれ地理的な条件等によりまして、世帯数、あるいは
住民の数。これに若干差異はございますけれども、基本的な考え方といたしましては、
大体5kmメッシュの範囲。そして3,000世帯。そして地形的要因、地理的な要因も考慮。
それはどういうことかといいますと、緊急時のモニタリングの設置箇所ですね。放射性
物質の濃度を確認する。そういった単位ごとに行なっていきたいと。それが、7ページ
に番号を振ってあると思えますけれども、それぞれこのところに、このエリアごとで
緊急時のモニタリングを実施し、それによって避難単位を設定させていただいていると
いうところでございます。

その内容は、済みません。ページがあっちへ来たりこっちへ来たりで申しわけないで
すけれども、31ページに具体的な避難単位を決めてございます。避難単位、これは先ほ

ど申し上げましたけれども、単位面積、あるいは人口、あるいは地理的要件。こういったことによって決めさせていただいているところでございます。

次に、2の(3)でございます。これは8ページをご覧ください。「避難等の実施体制」でございます。

これにつきましては、関係機関との役割の明確化ということでございます。それぞれ、政府の原子力災害対策本部、原子力災害の合同対策協議会、そして本県の原子力災害対策本部、方面本部、避難市町ごとの原子力災害対策本部の位置づけを明確にさせていただきました。これらにつきましては、またばらばら飛んで申しわけありませんけれども、30ページに役割をそれぞれ入れてございます。こういった格好で、それぞれ役割を明確化させていただきました。

次に、2の(4)「避難等に係る広報」。

ここは、やはり避難というのは、広報あるいは情報伝達というものが非常に大事になってくるということでございまして、8ページ、9ページに表記がありますけれども、情報伝達について内容的に充実をさせていただいたというところでございます。

続きまして、3の(3)「避難先確認の手順」でございます。

これにつきましては、避難先が、本県の避難計画では2カ所定めるということでございましたけれども、実際その2カ所で収まらない場合ということもございますので、そのときの対応を明示いたしました。それは14ページにお示ししてございます。避難先1が可能だったときには避難先1に避難する。避難先2が可能であったときには避難先2に避難する。そして、避難先2が先方の被災状況等によりまして不可能だったときには、その場合には政府の原子力災害対策本部に全国規模の受け入れの支援を要請してお願いしていくということでございます。そうなってくると、全国レベルで原子力災害対策を行わなければならない事態になっているということでございます。

次に、4番の「避難経路」でございます。

避難経路につきましては、16ページ、17ページに記載してございますけれども、経路につきましても、表8ということで、17ページ以降、それぞれの市町ごとの避難ルートを明確に示したものでございます。

次に、6番の「避難退域時検査及び簡易除染」の項目でございます。

こちらにつきましては、「避難を現実的な形にすべき」ということでございましたので、これは21ページにお示ししてございますけれども、避難退域時検査における避難退

域時検査場所の現在の想定を踏まえて記載させていただきました。また、ここの避難退域時検査につきましても、実際避難退域時検査の活動をするときに、非常に正確、なおかつ迅速な対応が求められるということでございますので、これについても、マニュアルによってしっかり補完していきたいと考えております。

次に、8番、「要配慮者等の避難等」。これにつきましては23ページ以降に記載してございます。

要配慮者につきましては、5つの分類を行ないまして、病院に入っている方、そして入所型の社会福祉施設に入っている方、通所型の社会福祉施設に入っている方、在宅の方、そして学校・保育園等に入られている方と。この5つの形に、それぞれの避難についてお示ししたものでございます。

それで、9番ですけれども、「今後の課題」と。

これにつきましては、今後の避難計画の課題を明確にするということ。そして、マニュアルあるいは実施要領等によって補完し、継続的な見直しを引き続き行なっていくと。また、訓練等で見つかった課題。こういったものも計画の中に盛り込んでいくと。こういった見直しを行なっていきたいということでございます。

私からは、浜岡地域の原子力災害広域避難計画の内容について、ご説明させていただきました。よろしく願いいたします。

○山本分科会会長 はい、ありがとうございます。

それでは、ただいま事務局からご説明があった内容につきまして、委員の皆様方のご意見を伺いたいと思います。ご議論をお願いします。

いかがでしょうか。はい、桜井委員。

○桜井臨時委員 ただいまのご説明で、明確でない点について質問させていただきたいのですけれども、国・県、そのほか関係するところの縦の指揮命令系統が一元化されているのかどうか。これは福島県のときに非常に大きな混乱がありました。そういうことを全部検討した上で、過去の混乱、ミスが生じないような指揮命令系統に一元化されているのかどうかということです。

それから、ただいまの話では、中部電力が、この計画の中で、一番専門的な、正確な情報、あるいは技術判断ができるというのは中部電力だと思うのです。この計画の中で、中部電力がどのように位置づけられ、役割を果たすのかということがわからないのです。そのあたりはどうなっていますか。

○山本分科会会長 はい、お答えいたします。

○事務局（神村） それでは、事務局の神村のほうからお答えしたいと思います。

まず、指揮命令系統の一元化ということでございます。こちら、今の8ページ目の「避難等の実施体制」というところで、1の政府原子力災害対策本部、2の原子力災害合同対策協議会。これはオフサイトセンターに設置されます。3の県原子力災害対策本部、方面本部。4の避難元市町原子力災害対策本部ということですね。ここで最終的には住民の方にとということになっております。

こちらにつきましては、福島を踏まえて、原子力のこの体制につきまして、まずは政府において、教訓を生かして枠組みが全面的に見直されまして、それにあわせて、再度各政府、現地本部、県・市町村の役割ができましたので、それに基づいて一元的な情報伝達が行なわれるような形で構成されています。若干複雑な構成になってはおりますが、このあたりにつきましては、訓練等を毎年重ねておりまして、1月15日の図上訓練においても実施したところでございます。

あと、中部電力さんの役割でございます。最初の1ページ目で中部電力さんを「事業者」と略すことにしております。まず「避難手段」の20ページでございます。5の(2)の「避難手段の確保」というところで、「県及び避難元市町は、国の支援を受け、県バス協会等の輸送関係機関や事業者と協議し」ということで、こちら、県バス協会さんに入っておられるバスの会社さんとの協議を進めているのですが、事業者さん、中部電力さんとも、協力するような形で話を進めさせていただいているところでございます。

あともう1点、次の21ページ目でございます。こちら、「避難退域時検査及び簡易除染」ということで、こちらの括弧の「(2)実施方法」の中で、「県は事業者、関係機関の協力のもと」で避難退域時検査等を実施するのですが、こちら、先般2月の3日に実施しました原子力の防災訓練でも、検査、スクリーニングの役割を中部電力さんに依頼し、一緒に訓練をしているところでございます。

いずれにいたしましても、まずこのような原子力災害、避難計画を発動しなきゃいけない事態になりましたら、まず発電所自体の事故収束について、最大限ご尽力というか、実施いただきたいというところでございますけれども、このような、いわゆるオフサイト対策といいますか、住民避難につきましても、このような現在協力いただいている形。今後は、他にも協力いただける形を考えていきたいなと思っております。

以上でございます。

○山本分科会会長 よろしいですか。では久保先生。

○久保委員 計画ということで、非常に取りまとめられていると思うのです。きょうは松井先生もご出席ですけれども、先ほどお話しいただいた、13ページのような、避難先1、2の点について、こういう計画って、きょうの「今後の検討課題」にあるように、計画を立てた後、PDCAを回して改良していかなくちゃいけないのではないかと。そういうときに、避難訓練って、よくやられているのですけれども、この1と2のようなことを考えた場合の避難訓練をやろうと思うと、これはやっぱり県の単位じゃできなくて、それこそ国の原子力行政全体でやらないといけないんですけど、これは例えば県知事が国に働きかけるとか、そういう態勢が可能なのか。それをやらない限り、あくまでこれをやると、昔のいわゆる机上訓練で終わってしまって、なかなかPDCAした後の、チェックした後のアクションまで行かなくなっちゃって、せっかくきょう県のほうからご提案の、「今後の検討課題」というのに重視したいというのが、そこが何か消えてしまうのですね。

ちょっと不規則発言かもしれませんが、きょうは松井先生もいらしているので、何かこういう、国としてこういうアクションというのは可能かどうか。もしそういう、フイジビリティーというのを、ちょっとどこかで議論できないかなというあたりですけど、いかがでしょう。

○松井会長 国の防災は、現在、河野大臣が防災担当で、その下で防災4.0という未来構想を検討しています。そちらのほうは、温暖化に伴う最近の巨大災害に対する新たな防災システムをどう構築するかという議論が中心で、原子力もおいおい多分議論になってくると思うのですが、まだ具体的な議論は始まっていません。国としての新しい防災体制を整備する、というのが目的の有識者会議です。もし委員の指摘するような問題に関するような議論になったら、私のほうからも発言をしたいと思います。

○山本分科会会長 県のほうはいかがですか。

○事務局（塩崎） 原子力安全対策課長、塩崎でございます。

一応、この原子力災害というものに対する施策につきましては、もちろん静岡県として、そして県内の市町と連携して行なっていくというのは当然でございますけれども、国の位置づけというものも、他県、特に避難先につきましては、本県の場合、12の都県にまたがっているということでございまして、そういった県との連携をしていくのはもちろんでございますけれども、国の支援というもの、あるいは国の直接の参画というも

のも、ぜひいただいて、そういった対策を今後進めていきたいなど、県としては希望を持っておりますので、とりあえず県といたしましては、県内の市町、そして相手の12の都県。こことまず連携する。それによって国への働きかけというものも、ぜひ国へのご支援もいただいていきたいと考えております。

以上です。

○事務局（神村） ちょっと補足させていただきます。

お手元に、「原子力災害と防護措置等」ということで、参考資料ということで、こういう横型の資料を机の上に置かせていただいています。こちら、内閣府の資料でございまして、そちらを置かせていただきました。

こちらは、国のほうで考えています、原子力災害と防護措置の一般的な話を載せているものでございますが、そこの9ページ目からが、実際、こういう各地域の、本県のように12の都県を巻き込むような大きな避難計画になるところはもとより、県内だけで避難するところも、各地域ごとに内閣府の地域原子力防災協議会というのができています。こちらで、避難計画づくりから、いろいろ支援を受けているところでございます。例えば、めくっていただきまして11ページのところに、これが各地域、全国、北海道の泊から鹿児島川の川内まで、各地域に協議会がありまして、この協議会とのかかわりにつきましては支援を要請しているところでございます。

○山本分科会会長 久保委員、いいですか。

○久保委員 いや、委員でありながら、私のほうから積極的に「こういうことがいい」という提案ができなくて、あくまで私の発言は問題点の提起ということで、きょうご参加の方々の中で、どういう方向がいいかという、そういうチャンスを与えられる機会のある人は、その場に出すというお願いということで。

なかなかやっぱり、県としてどう動くか。かつ、非常に広域防災になったときに、果たして相手方がどう動くかというあたりもわからないし、やっぱり一番の問題は、きょうの中で、先ほども申し上げましたけれども、この中の検討課題って、やっぱりやってみないとわからないというのが随分出るのではないかと思うんですね。どこで何を配るとか、何人配らなくちゃいけないとか。そういう訓練というのが、なかなか規模が大きいくらいに、やりにくいし、やっぱりやらないとわからない問題があれば、何らかの形でやっていくという、そういう体制づくりのときに、県内だけでは多分これを処理しきれないというあたり。この辺は、私どもが十分認識していくべきということで発言をさせ

ていただきました。

以上でございます。

○松井会長 その「防災4.0」での検討というのは、いろいろな種類の災害、広域的なものを含めてですね、国としてどういうシステムが適当なのかという議論をする場です。委員の中には、黒川清さんも入っているし、それから船橋洋一さんも入っていて、皆さん3・11の後の事故調査について、民間と国と両方の立場から検討した方々ですので、問題意識としては持っていらっしゃると思いますので、そういう議論になったら、今のような話が展開されるだろうと思っています。その場合には、私のほうからも発言して、少しそういう議論も展開したいと思っております。

○興委員 ちょっと今の点で確認をしたいのですが。

○山本分科会会長 はい、興委員。

○興委員 先ほど県のほうからのご説明で、9ページに「地域防災計画充実に向けた国の取組の方針」というのが出ています。これは基本的に、「各原子力発電所の所在する地域ごとに、こういうワーキングチームを設けて」と書いてありますが、その9ページの資料の2にある原子力防災会議の決定では、「基本的に地域防災計画の策定が進んでいる。策定された後、それらの充実化に向けての具体の取り組み」と、あるので、したがって、現在ではまだ地域防災計画、原子力のところが、静岡県において多分まだ、今まさにその途上にあるかと思っていますので、直ちに、先ほどの話では今年度中の策定というお話でございますから、策定されたら直ちにワーキンググループのチームを立ち上げるべく動くものと考えられますが。これについては防災会議の決定ですから、それに基づいて、アクションをとっていくのだと。そういうことで、この避難計画が本当にワーカブルなものなのかどうかを実証しながら、より十全を期していくものと私は思うのが。今のご説明をそう考えて良いのでしょうか、そうであれば、今後の具体の課題として何があるかということが顕在化すると思うのですが、そういう認識でよろしいのでしょうか。

○事務局（神村） はい。事務局からお答えいたします。

こちら、今、先ほどの参考資料の9ページを先生からご指摘いただいたと思っております。こちら2つ、支援と地域防災計画避難計画の充実を支援ということになっておりまして、こちら、避難計画はまさに今策定をしようと、今ご審議いただいているところでございますけれども、地域防災計画の原子力編につきましては、この元になる原子力

災害対策指針、その元になります原子力災害対策特別措置法の改訂を踏まえまして、平成25年2月に改訂をしております。それに合わせて関係の11市町の地域防災計画原子力編も改訂または策定されているところがございますので、いわゆるスタートということはもう切られています。それに載っていきまして、このようなワーキングチーム、今作業部会という言い方をしているのですが、それにつきましては、これまで数回既に開催をしていただきまして、支援を受けているところがございます。

○興委員 防災基本計画、ここに書いてある原子力地域防災計画のほうは、もう既にスタートしていることということですね。ただし、これに付随する避難計画が具体化されれば、今度は避難計画の実証性についても行なわれるだろうとのことですね。それに当たっては当然のことながら、ここに書いてある、静岡県内の当該エリアだけではなくて、当然のことながら、近隣の都道府県も一緒にした、そういう具体のレビューが行なわれるだろうと、思うのですが、その認識でよろしいですか。

○事務局（神村） はい、そういう認識でございます。こちらのワーキングチームというか、作業部会にも、この避難先を今検討していただいています12の都県さんに、ご担当者にご出席いただきまして、問題点の抽出とか協議を、内閣府の支援のもと、進めているところがございます。

○興委員 その点、もう1点だけ。ついては、そのための、隣接、関係する都道府県等に対しては、「この避難計画が策定されれば、それに基づいて協力を」というふうな話で、具体的にそこまでを視野に入れたアクションはとられていると理解してよろしいですか。

○事務局（神村） おっしゃるとおりでございます。

○興委員 はい、ありがとうございました。

○山本分科会会長 はい。じゃ、小佐古委員。

○小佐古委員 小佐古です。

この資料の30ページを見ていただくと、今の全体の議論がよくわかると思います。原子力防災として、どの程度のものを想定するかですが、いわゆるO I Lといひまして、 $500 \mu \text{Sv/h}$ ぐらいと、かなり大きなものがあるということを前提としているものの計画とか、いろんなものを組み上げているんですね。だから、それぐらいの規模のときには、あらゆる情報を一元化してというのは、これはできない相談だというのは、もう福島が証明していて、人の総理大臣に全部情報を集めようとしても無理だった。だから、やっ

ぱり全体の役割があつて、その役割を事前に皆さんがよく理解して、その役割に沿って動くというようなことを徹底しないといけない。原子力災害の規模が随分小さければ、それはどうとでもなるのですが、関係市町村が多いとか、数万人以上になってしまうということになると、初めからやっぱり役割分担というのをある程度決めておかないといけないわけですね。だから、福島の場合は、どこに避難しましょうというようなことも実は「どこどこ、あなたのところ」というようなことは決めていなかったわけですね。だから、その場になって「あなたお願いします」「いや、うちは無理だと」というようなやりとりになっちゃうわけですね。だからその意味で、今ここでおやりの大体そういうことがあつたときには、第1候補あるいは第2候補と。「そういうときにはこれぐらいのことは起こりますよ」というようなことを整備されるというのは、非常に有効だと思うのですね。

それで、原子力防災の中でも、手間のかかる部分というのがあつて、手間のかかる部分というのは、明らかに、避難をするとか、そういうのは関係する市町村が多いですし、関係する住民がすごく多いですね。だから、その部分を最初にきちんとある程度めどをつけて固めておきたいと思われるのは極めて自然です。その活動というのは国側では無理でして、やっぱり市町村のことをご存じの地方行政が中心になって、そういうことをおやりになるというのが大事ということですね。

ただ、事故の規模が大きいということになると、やっぱり判断の中心というのは、政府の事故災害対策本部と、事業者の情報、地方行政の情報というのが、オフサイトセンターというところで共有されて、そこで意思決定ができる——総理ではなくて、総理の委託を受けて、副大臣クラスの人がそこにいるんですけれども、その人が総合的な判断で意思決定をするという仕組みになっているわけですね。

ですから、災害の訓練をやるとか、いろんところは県側でいろんなものを固められる。それを持ち込んで、オフサイトセンター側で事業者と共有する。あるいは政府の中核部と情報を共有する。そういう仕組みになっているわけですね。

だから、今、久保先生がおっしゃったように、一気に全部のエクササイズをやつてPDCAを回せば、それは100点満点ということですが、まずは地域の避難計画とか退避のほうをかなり固められて、その上でいろんな防災訓練というのは時々やりますので、そのときをつかんで、オフサイトセンターを中心にして、事業者との情報共有の仕方、中央政府とのコミュニケーションと意思決定のメカニズムというのを確認していく。順

番にブラッシュアップして、毎年同じパターンでやるのではなくて、毎年工夫をされて、いいようにやっていかれると、だんだん全体がよくなると思います。

○山本分科会会長 はい、ありがとうございます。

○興委員 よろしいですか。きょう冒頭に、塩崎課長から、「前回の会合を踏まえて」ということで、ご説明がございました。非常に上手なご説明をいただきましたが、敢えて、具体的に、例えば避難時の輸送についてどのような輸送手段、自家用車の問題だとか、或は、ヨウ素剤の配布、ヨウ素剤の取り扱いの問題であるとかなどなど、列挙されましたが。前回までの会合で、そういう具体的に問題が出たことについて、どのように結果だけでなく、検討されたのかを、そこを子細にご説明いただきますと有難く、「きょうのこの避難計画というのが妥当ですよ」というふうに、すぐ判断できるだろうと思うのですが。まことに恐縮ですが、そういうご説明を改めてお願いできますか。

○山本分科会会長 いかがでしょうか。

○事務局（神村） はい。全て網羅的にできるか、ちょっと自信はないのですが、前回のいただきましたところについて、このような考えで盛り込んでいるところをご説明したいと思います。

まず順番が、避難退域時検査、あるいはスクリーニングにつきまして、非常に具体的に、「何台来るので、それを何時間以内にどのようにやればいいのか」ということが必要であるというようなことをご指摘いただいたと思っております。

このあたり、まず現時点の記載としましては、21ページに「避難退域時検査及び簡易除染」というところで、ここまででございます。今実際に、前回10カ所以上というものを候補箇所として、今実際に動いています16カ所の箇所数は記載しております。このもとに、若干の試算的なものも考えてみてはいるのですが、現時点では、まずこの箇所数、おおむねの位置。それとやり方をまず決めまして、これに基づきまして、検証を重ねて実効性のあるものにしていこうということで、正直いってまだ途上でございます。

途上であるということでございますので、28ページ目の「今後の検討課題」につきましても、(1)の「今後の避難計画に反映していく課題」ということで、一番初めに「避難退域時検査及び簡易除染の実施体制の確立」並びに検査場所候補施設の確定・拡充。今おおむねの箇所しか書いてないものですから、これを実際具体的な場所を確定し、必要に応じて拡大するというようなことを継続して検討していくというような、そのような形で、現時点ではここに付けております。この検討を進める中で、策定後の改定の中

で、より具体的に現実にしていくというふうに考えております。

あと、ご指摘のありました安定ヨウ素剤につきましても、22ページに方針的なことだけ記載しているのですが、こちらにつきましても、28ページの「今後の検討課題」の中で、2の(2)の「関連する計画、マニュアル等に関する課題」というところで、3つ目の○にですね、まずは「安定ヨウ素剤のPAZの事前配布の実施」というのは、それについてやるということで、原子力災害対策指針で示されておりました、県の地域防災計画でも、その準備を進めているところでございますものですから、PAZの事前配布の実施というのは、確実に今後実施していくとともに、UPZを緊急時にどう配布するかということにつきましては、大きな課題でございますので、こちらについては引き続き検討していくと。このようなところでございます。

あと、全般として実行性をというところにつきましては、まずは大枠である避難先、12ページから示します避難先を、ちゃんとより具体的に決めるということとか、それに基づきまして、16ページ目からあります避難経路というものを明確にしておく。そういう、より具体的なものを詳細にやっていくというところでございますが、こちらにつきまして、今、例えば避難先につきましては、極力県内の市町さんにご協力いただきまして、ほぼ確定している形で記載しているのですが、県外につきましては、現時点で12の都県。現時点では関東地方とかありますけれども、こちらは3月の確定のときまでには、具体的にまずは県名ぐらいまでは載せたいということで、準備を進めているところでございます。

そういうところで、実効性を高めていくご指摘の中で、途上のところをここで記載させていただいていると。そんな感じでとらえていただければと思っております。

○興委員ありがとうございます。1つだけ、具体的に掘り下げて質問させていただきたいのですが。避難手段の、自家用車避難手段という問題について、この資料ですと、20ページに、PAZ圏内の避難フロー、それとあとUPZ圏内の避難フローということで、まずは1次集合場所に徒歩等で、自家用車等というふうなこともあるのでしょうか。これ、自家用車がどこまで行くのかわかりませんが、基本的には、自家用車で行くのは、どこまで自家用車で行くことを求めているのか。その場合に、いわゆる交通の渋滞であるとか、道路が単なる渋滞どころではなくて、エンストするような車も、ガス欠等の事態も考えられるかもしれませんし、そういうことを考えて車の避難方法などについて、実行可能な

というふうな観点から、どんな議論をされたのでしょうか。もちろん今後の計画ですから、今後実証していくということで、方法論等はあると思います。

○山本会長 はい。県、お願いします。

○事務局（神村） はい。まずこちら、今20ページ目をご覧くださいながらご指摘いただいたと思っております。

こちら、まずご質問いただきました、自家用車のところと、徒歩で1次集合場所に行ってバス等というところがございます。こちらは、自家用車で避難される方は、最後の避難先までずっと自家用車で避難していただくのを基本と考えています。バスで避難される方は、そこからバスですって行っていただくと。そのような形でございます。

その中で、例えばバスをどこまで必要数を確保できるかと。あと先生ご指摘のように、自家用車が、何万台、何十万台という車が動きますので、それが実際動くかどうかというところがございます。こちらにつきましては、必ずしも十分ではないかもしれませんが、平成26年4月に、この学術会議の原子力会議でも一度ご報告させていただいたと承知していますが、避難のシミュレーションというのを実施させていただきました。そのときに仮に、こちらのOILに基づく避難の基準でいくと、そういうことが必ず起こるというわけではないんですが、31km圏内の方々、車が一度に動いたと仮定した場合に、どれだけの時間がかかるかというようなことにつきましてシミュレーションをしております。そのときに、仮に避難された場合としても、28時間程度で、かなり渋滞しているんですが、脱出するというような、あくまでもコンピューター・シミュレーションでございますけれども、そのようなこと。それをもってできるということではなかなかないと思うのですが、そのような、そこで得られた知見を生かしながら、こういう計画づくりに取り組んでいるところでございます。

○興委員 ありがとうございます。それでは、そうしたバスが1次集合場所のほうから調達されて移動手段になろうと思いますが、これはまさに、これからの実行の案づくりをしなきゃいけないのですが、用意されるバスの台数、それに対する運転員の確保の問題、バス会社との関係を超えるものがあるかと思いますが。この問題は現実に直面するであろうもので、非常に厳しい局面に陥る可能性が予想され、そういうことも一方では進められているだろうと思います。今は、あくまで計画策定の段階でございますが、そういうことも議論されていると理解してよろしいのでしょうか。

○事務局（神村） はい。必要な台数がどうなのかということに関して、県だけでなく、

避難元となる市町さんの方々と情報交換して、必要台数を今後導き出し、あと協力先でありますバス会社、県バス協会等を通じて、何台あって、それがどのように活用できるかにつきまして協議を進めているところでございます。先生のご指摘、ご認識のとおりでございます。

○山本分科会長 はい、小佐古委員。

○小佐古委員 小佐古です。

この資料1-2の表紙を見ますと、「浜岡地域原子力災害広域避難計画」ということで、広域の避難を中心にして、これをおまとめになるということですので、そういう視点でこの書面を見るのがいいのではないのかなと思います。この種のもの、常にそうですけれども、全体的な話と個別具体的な話というのがあるんですね。個別具体的な話というのは、これがかなり厄介でして、一般的に、自家用車で逃げるとかバスで逃げるとか決めても、「ここは非常に広い道路がある」とか、「いろんな災害のときにも、かなりの勢いで逃げられるでしょう」というときには、自家用車で逃げてもあまり大きな問題はないのですね。細い道で、いろんな隘路があるということになれば、ちょっとそんなところでは難しいということもあるわけです。やっぱりこの種の計画というのは、「一般論として、こうで、こうなる」ということをちゃんとお決めになって、さっき久保先生がおっしゃったように、これの演習をやってみて、あるいは地域の人とコミュニケーションをされて、「いや、うちのほうはこんな感じにできますよ」というようなことを掘り返して行間を埋めていって全体ができ上がる。そういう行動になるのではないのかなというふうに思います。

ですから、そういう視点でご覧になればいいんで、例えばヨウ素剤とか、実はあまり議論にはならなかったのですけれども、広域の医療の支援の話があるんですね。実は、昨年秋ぐらいに、「高度被曝医療支援センター等の指定について」という文書が公表されました。公募の結果、従前なかったところが加わってきた。従前は放射線医学総合研究所と長崎大学、広島大学と、そんなところが中心だったのですけれども、福島県立医大とか弘前大学とか、新たなところが加わっているんですね。この地域は新たに福島県立医大になっていて、浜松医大とかそういうところと、すり合わせをやるとかですね、3次医療、2次医療があって、1次医療の、現場の病院とかそういうところとのすり合わせみたいなこともいろいろ多く出てくるんですね。

ただ、一気に最終的な答を求めるとするのは難しい。やっぱりさっきの個別のことも

ありますのでね、やっぱり全体をお決めになって、演習を通じてP D C Aで充実をしていくという方法論をとられるのが一番いいんじゃないのかなと思います。

ヨウ素剤のほうも、たしか去年の暮れ、やっと政府のほうから出てきまして、小さい子供ですと、ちょっといろんな飲ませ方があるのですが、一番いいのは液体で飲ませるのが一番いいんですけれども、日本ではそれを用意できないので、粉末を溶いてとか、いろんなことがあるんですね。だから「薬剤師を中心にやってほしい」とか、お医者先生の先生の中には、「いや、自分が最後までやりたい」とか、いろんな意見があるんですね。だから、そういうところを、1次案が出て、それで皆さんのご意見とか、実際にやってみて、それを改定して充実していくという、このプロセスこそが一番大事じゃないのかなという気がします。

それと、「国がしっかり頑張れ」と言っているのですけれども、県のほうにもやっぱり頑張ってもらわなければならない、これは今、原子力災害のことを言っておりますけれども、広域避難なんていうのは、一部分は地震とか津波等にもやっぱり絡んでいるということですよ。だから、県の中でも原子力関係の防災担当の人と津波とか地震担当の人といらっしゃると思うんですけれども、やっぱりオール県というか、県の中でもコミュニケーションをしっかりと取り、やられているのだと思いますけれども、頑張ってもらって、「県としても全体で頑張る」という姿勢を示していただくと、みんなが安心できるということになるんじゃないのかなと思います。ありがとうございました。

○事務局（塩崎） 原子力安全対策課長です。ありがとうございました。

やはり、今小佐古委員からお話ございましたけれども、改訂と充実ということが非常に重要になってくるというお話でございました。やはり訓練も、実際に想定するというのであれば、可能な限り、これからですけれども、訓練のパターンもいろいろ想定して考えていかなければならないと思っております。

実は先だっの2月3日、原子力災害対策の実働訓練を実施いたしました。そのとき、高度被曝医療の関係で福島県立医科大学のご協力もいただきまして、2次の医療で、静岡県立総合病院。こちらのほうに訓練に参加していただきまして、一緒に訓練したところでございます。やはり関係機関との連携というものも非常に重要であるというふうに認識しております。

また、先ほど委員のほうから、「県もしっかりやれよ、頑張れよ」というふうなお話、

いただきましたけれども、もちろん私ども、静岡県の危機管理部内にももちろんおりますので、地震対策、そして津波対策。こういった課との連携というか、一体的に施策を進めておりますので、そのところは、引き続き、しっかりやっていきたいと思っております。

以上です。

○興委員 議長。今の小佐古先生のお話に関連して、担当課長から福島医大の話が出てきたのですが、福島医大に切り替わったことによって、いわゆる「原子力災害対策の巻」、静岡県の地域防災計画の「原子力災害対策の巻」というのが、改訂された、あるいはされると理解してよろしいのでしょうか。

○事務局（神村） はい。こちらにつきましては、まず平成27年8月26日に原子力災害対策指針のほうがまず改訂されまして、それに基づいて、今まででいいます第2次被曝医療機関に近いところが、本県は県立総合病院と浜松医科大学の病院ですけれども、そちらを原子力災害拠点病院。あと、第3次被曝医療機関でありました、今まででいくと、放射線医学総合研究所。明石先生は本日ご欠席ですけれども、いらっしゃる放医研といったところが、「高度被曝医療支援センター」という言葉になりまして、こちらが静岡県は福島県立医科大学だと。そういうところが国から示されているところでございます。その示されたということは承知しておりまして、それに基づき、今どのような体制、名前を変えればいいというものでも当然ながらございませんので、いろいろな要件を整備する準備を今進めているところでございまして、それが準備できましたら、最終的には地域防災計画に反映することになるとは思っていますけれども、そこは今検討しているところでございます。

○興委員 ありがとうございます。

1点だけ。まだ改訂されていないとしたら、今の計画の中で、2次で浜松医科大学の病院が入っておりますが、そうしますと、今回の場合は、浜松医科大学の病院は抜けると。こういうことでしょうか。

○事務局（神村） はい。こちらはまだ確定的ではございませんけれども、ちょっと今イメージ、担当部局の者と情報交換しているイメージでございまして、原子力災害拠点病院につきましては、従前どおり県立総合病院と浜松医科大学が存在して、放医研に当たる3次のところの位置づけとして、福島県立医科大学になるというようなことをイメージしつつ、まだ確定ではございませんけれども、検討しているところでございますので、

抜けるというわけではないと。

○興委員 ありがとうございます。そうしますと、先ほど福島医大と県立総合病院が連携して訓練か何かなさったようにご説明いただきましたが、それとは関係なく、浜松医大は、そのまままだ残るといふうなことだというご説明と理解してよろしいのですね。

○事務局（神村） はい。実際、今回の2月3日の訓練も、医療患者の搬送というところは浜松医科大と別途やっております、ちょっとこれ、今後いろいろなパターンをやらなければと思っているんですが、福島県立医大との連携は県立総合病院のほうでやったというところがございます、そのあたり、浜松医大が指定されればですね、今後そちらでやるべきところということを考えております。

○興委員 ありがとうございます。この場でも前に申し上げたことがあろうかと思いますが、静岡県が、県内の各大学と防災関係のネットワークをつくっていると思います。これは県と各大学とのネットワークですが、その中に浜松医科大学も盛り込まれております、ので、そういう意味で、県のそういうこれまでの施策というものもうまく生かしながら、こういう取り組みが成立するとありがたい、と思います。県内の大学の病院の貢献というか、参画というか、それは、私は不可欠だと思いますので、ぜひお願い申し上げたいと思います。

○山分科会本会長 はい、ありがとうございます。久保委員。

○久保委員 最初に申し上げた、やっぱりP D C Aを回せばいいというのは小佐古先生と同意になるかと思うんですけど、ちょっときょうの、もうちょっと具体的な内容というのか、一例を挙げると、例えば避難人口の問題がありますよね。これ多分、県とか市町村って、よく住民台帳から拾われているデータだと思うのですが、実態と、いわゆる台帳上の値がどれぐらい違うというのは、どこかサンプリングか何かで調べられたことってありますか。そういうデータが、多分P D C AでDoをやってみると、「やっぱり思ったより少なかった」とか「思ったより多かった」というのが出るんですよね。だから、どこかでP D C Aを回せない、今の状況でなかなかうまく回せないのであれば、実態がどうだというあたりも、ぜひ気をつけていただきたい。

もう1点よろしいですか。それから、この広域避難のことでいくと、これは浜岡ということで、原子力災害ということですけど、例えば北陸のほうから、逆に静岡県が避難先に指定されているような例はありますか。そういう要請はあるのですか。そういう要請があったときに、県としてどういう対応をとろうかというようなアクションも、もう

とられていると聞いていいのですか。

○山本会長 お答え、お願いします。

○事務局（神村） お答えします。1点目のほうの避難人口でございます。今回のこの計画案では、4ページ目に、市町と距離別、方位別の人口を、27年1月1日で書かせていただいています。こちら51市町さんからいただいた数字に基づいてはいますが、このあたり、集計するのも、各市町さんが月ごとでどんどん更新されているのを、「いつでやればいいんですか」というのを聞きながら、この27年1月1日というところで断面にしております。

先生おっしゃるように、これが実際、本当にどうなのかという検証というのはまだしてはございませんが、今後そのようなことを、ご指摘いただいたように検討していきたいと思っております。

あと、受け入れ側の立場ということでございますが、正直言いまして、こちらで近くといたしますと、東でいくと茨城県の東海の原子力発電所とか、西でいくと福井県の敦賀あたりが一番直線距離としては近いんですが、ここに避難先の、13ページ目に、避難元市長のUPZの避難先ということで、現時点では地方名ですけども、この下に、「東海地方の県はここで、北陸地方はここです」ということで、例えば福井県、石川県に原子力発電所がありますが、こちらからはお願いしてはいるんですけども、先方からは、まだ今のところ。人口規模がかなり違うということもあり、要請はないところでございます。

○久保委員 議長、ちょっとよろしいですか。

先ほどの人口動態の話ですけど、やっぱりこれ、行政側の皆さん方として、やっぱり住民台帳で調べるのが普通ですけど、例えば静岡市内だと、静岡大学に来ている学生さんというのが、住民票がどこにあるかわからないとか、それから逆に、ほかの地域の大学に進学している人は、住民票上は残っているけれどもいないということで、やっぱり実態というのがあるんですね。だからそのあたりが、多分代表的なところは、大学の近くの静岡市の葵区だとか、そういうところで本当はどうなのかというのは、一度何かの機会に見ておいたほうが実態が把握できると。Doができない限りやっておかないとどうということになるかという、なるべく想定を実態に近づけておくという必要があると。そういう意味で、データがいろいろあると思います。よろしくご検討していただきたいと思っております。

○山本分科会会長 じゃ、また後で。今すぐお答えは無理だと思います。

じゃ、桜井委員。

○桜井臨時委員 資料1の25ページに「避難判断基準」というのがありますけれども、下のほうに「O I L 1」というところで、判断基準が「500 μ Sv/h超過」と。1日をめどに避難するというようなことですが、国際基準とか何とかというのはみんなそうですけど、私の感覚よりも1桁きつい線量です。この線量率というのは、一般の人間に対しては、小佐古先生を前にこう言うのは、ちょっと二番煎じになりますけどね。ちょっと一般の人間に対しては厳しい。この線量率というのは、私が日本原子力研究所で炉物理実験をやったとき、いろいろ実験のセットアップとか何とかで、ぎりぎり我慢できる、できるだけ短時間で終わらそうというくらい厳しい数字です。これを、いくら緊急時といっても、こんなきつい数字を、被曝量だけでなく線量率というのも両方考えないとまずいと思うのです。そういう意味で非常に厳しい数字というのが率直な感想です。

それから、ちょっとマクロなお話をしますと、きょうの資料を仮に静岡県民が見た場合に、この内容からして驚くと思うのです。問題は、地震が起こったら即放射能放出ということでもないわけです。地震が起こって、いわゆる新規制基準にのっとって対策を立てていて、それで放射能放出に結びつくような炉心溶融というのは、確率は非常に小さいわけです。こういう避難が本当に必要かどうか、いわゆる県民に対してはきちんとした説明をしておく必要があります。これがどのぐらいの発生確率なのかということ。発生確率との関係で、心の準備といいますか、下手をしたら、精神的に参ってしまう、あるいは健康を害する人が出るかもしれない、そのあたりの説明です。それはきちんとしておいたほうがよいのではないかというふうに思います。

○山本分科会会長 はい、ありがとうございます。小佐古委員。

○小佐古委員 ここには線量だけ挙げてありますけれども、実際の場合では、どこら辺で避難をするかというのは、放射性物質の放出量とか、いろんなものとの組み合わせになりますので、多分上限値としてこれぐらいという感じになるのかと思うんですね。これぐらいですと5 Sv/yearぐらいになります。これはかなり強力な、なかなか出会わないような数字ということになりますね。実際にはもうちょっと低いところで発動されるんだと思うのですが。そこのところも、やはりオフサイトセンターのところで、政府の専門家とか、あるいは電力会社のほうとか、事故の進展の具合とか、いろんなものが絡みますので、これは1つの判断基準という形で出ているということですね。

今もご指摘があったように、広域の防災計画というようなこと、あるいは広域避難ということになると、やはりいろんな要素があるんですね。だから、あのときにもいろいろ話題になったのは、ロジをどうするかですね。いろんな防護服とか計測機器とかは、次々にいっぱい必要になるんですね。それをどうやって運ぶかとか、あるいは人材ですね。あのときに福島県庁のオフサイトセンターで随分頑張られたのは、松下副大臣で、もう亡くなりましたけれども、頑張られてですね、「チーム松下」というぐらい強いリーダーシップで頑張っておられたのです。オフサイトセンターはそれにしても、県の中で知事に強いリーダーシップを持って、「知事、こういう要請がありましたけれども判断してください」ということをアドバイスできるようなリーダーシップを持った人材を傘下に抱えておくというのも、やっぱり必要になるんですね。

だから、多分原子力防災だけではなくて、静岡の場合には、津波とか地震というようなことも議論になっていますから、先ほどの人口のほうも、基本は台帳でいいんですけども、それを修飾するものですね。つまり、「夏季で観光客が多い」とか、あるいは「このあたりには外国人が多い」とか。それは基本を修飾するようなものですから、何が修飾するようなものなのか、その実数が季節的にはどうなっているのか。既に、地震とか津波とか富士山火山とか、いろんなことをおやりだから、基礎的な情報は相当お持ちじゃないのかなと思うのですけれども、その情報を上手に組み込まれたらと思うんですね。

桜井さんもちよつと指摘されたように、やはりこういう防災とか長くやっても、なかなか難しいところがあると思います。ですから、言われた、あるいは新たに加わった市町村の方とか、あるいは新たにこういう話を聞かれる住民の方というのは、やっぱり心配事が耐えないわけだと思います。ですから、やはりそのところは、県庁さんとか関係者が工夫をされて、それらの方々に、きちんと説明をする、あるいは疑問に答えるというような体制もきちんとつくっていただけないかなと思います。

桜井さんもちよつと指摘されたように、やはりこういう防災とか長くやっても、なかなか難しいところがあると思います。ですから、言われた、あるいは新たに加わった市町村の方とか、あるいは新たにこういう話を聞かれる住民の方というのは、やっぱり心配事が耐えないわけだと思います。ですから、やはりそのところは、県庁さんとか関係者が工夫をされて、それらの方々に、きちんと説明をする、あるいは疑問に答え

るといような体制もきちんとつくっていただけるといいのではないのかなと思います。

○山本分科会会長 はい、ありがとうございます。

○事務局（塩崎） 原子力安全対策課長です。

先生方、ありがとうございました。先ほどのお話の中で、リスク管理ということに関しましては、やはりまず危険性というものを極力、ゼロにはならないかもしれませんが、ゼロに近づくように努力していくということ。そのためには、早目の避難というのですかね、安全側、安全側に考えていかなければいけないということ。さらにもう1つ、リスク管理のときに考えるのは、情報を正確に、そして早く伝えていくことであると思います。どちらにしても、情報ということに関しましては、わかりやすく。数字が難しい単位で書いてあってもご理解いただけないというか、ご理解していただけるような格好で表現していくと。こういったところにも努めていきたいと考えております。以上です。

○山本分科会会長 はい、ありがとうございます。いろいろご意見が出てまいりました。まだ県が私に指示した時間は少しあるのですけれども、いいですか。

それでは、ただいま委員の皆様方から……

○興委員 まだ少し時間があるようですから。

○山本分科会会長 はい、少しあります。

○興委員 8ページに、「避難等の実施体制」ということで、「避難等の実施に係る関係機関の役割と情報の流れを別図2に示す」と、書かれております。先ほどどなたかがおっしゃったのですが、政府の原子力災害対策本部とオフサイトセンターに設けられる原子力災害対策の現場の本部との関係についてです。基本的に極めて重要な役割を果たすのが、オフサイトセンターの本部です。そのあたりのことが、この資料の8ページの「避難等の実施体制」の中から読み取れるのかどうか、よくわからないのです。

それで、単なる地域、オフサイトセンターに置かれるだけではなく、政府の原子力災害対策本部からの指示を伝達するというだけでなく、こういう緊急時対策を要するような場合の原子力災害対策の具体的話は、むしろここで、それぞれの各地域を担う首長さんたちが具体の対応の方針を指し示して、それについて関係者が共有をしてアクションをとっていくということが重要な事であろうと思うのですが。そういう意味で、実際には、オフサイトセンターにそれぞれの首長さんたちが駆けつけることは現実的

に不可能ではないかと考えています。特に原子力災害だけではなくて、ほかの複合災害ということも絡んできますと、当然のことながら、首長さんは違うところにいらっしゃる可能性があります。そうすると、派遣される方がきちんと首長さんと連携をとり合いながら具体のアクションを示していくこと、場所として、現地の災害対策本部が位置づけられ、そこで関係者が協議をして具体の協力をしようということだろうと思います。そう理解しておりますけど、そういう運用体制で、この避難計画の具体の記載ができ上がっていると理解してよろしいですね。

○事務局（神村） はい。ご指摘ありがとうございます。

この部分ですね。福島を踏まえまして、国・県・関係市町の原子力防災体制というのが見直された部分の1つの大きなところでございまして、これまでは、興先生おっしゃるように、このオフサイトセンターに、副知事や関係の副市長さん、副町長さんが来ていただきまして、まさに現地で意思決定をして、どこの住民を避難させるかということを検討していくのが福島以前の体制です。そこで長年訓練等もしていたところでございまして、実際福島ではオフサイトセンター自体が使えなかったと。初動は立ち上がったんですけど実質的に使われなかったことなどから重大な意思決定は、政府の本部、場所は官邸や規制庁の緊急時対応センター（E R C）で決めて現地に伝達することになりました。現地での情報共有のためこの原子力災害合同対策協議会、オフサイトセンターを使われるというように、役割がシフトしております。それに対応して、県・市町の派遣者としましても、県は危機管理監代理がトップでオフサイト派遣班として行きまして、市町さんも、ご担当の方が住民安全班というのが機能班の中にあるんですが、そちらの要員としてお見えになると。そのような形にシフトしているということでございまして、合同対策協議会、オフサイトセンターの活動につきましては以前と変わっているところでございます。先ほどのご指摘でP D C Aの話がありましたが、このあたり、どういう役割分担が一番いいかというのは、まさに毎回毎回訓練で内容を見ながらやっているところでございまして、よりよい役割分担を選択していきたいと思っております。

○山本分科会会長 はい、ありがとうございます。

ほかに追加していただくことはございますか。

はい。じゃ、ありがとうございます。前回の策定状況から比べますと、本日お示しいただいた避難計画案は、相当改善されて、着々と進んでいるという感じがございます。そしてまた、ご説明にもございましたように、常に改良、改善を図っていただけるとい

うことなので、非常によろしいかと思えます。

ただいま、委員の皆様からいろいろのご意見が出ました。地域の方々によく説明すること。それから県の中の専門家が一体となってこの計画を進めていただくこと。それから、いろいろありましたね、たくさん。例えば、この避難計画だけで全て終わりではないということで、まだいろいろな事項が残っているかと思えます。例えば原子力発電所の緊急時対応とか、いろいろ、まだ考えただけでも大変気の遠くなるような作業が残っているかと思えます。

初めのほうにスケジュールが示されておりました。3月いっぱいまでのスケジュールがございましたが、これ以降も、今申し上げたようなもろもろの案件が存在し、悩んでいたら永久にできないぐらいのものがあるかなと思うので、ある程度、いつまでにどういことができるだろうかということをお考えになりつつ計画を進めていただけないかと思えます。それぐらいですかね。

それでは、まだ何か委員の方に追加したいことありますか？はい。

○興委員 議長ありがとうございます。

先ほどの質問に対する県のご説明でございますが、よくわからないのは、ここに書かれております、避難をどうするかという際の、国の政府原子力災害対策本部の指示というのがいつ発令されるかのですが、政府の原子力災害対策本部が設置されるのは、私の認識では、原災法の15条の発動以降だろうと思うのですが。これは違いますか？

○事務局（神村） はい、そのとおりでございます。

○興委員 そうしますと、それまでは災対本部は設けられていない。しかし、現実問題として事前に避難対応を講ずるようなことが現場では求められるような場合には、實際上、この8ページに挙がっている（3）の避難等の実施体制1）、2）は、まだ組織整備されていないのではないかと思います。そういう状態のもとで具体の避難を求められる現実があるのではないかと思われまして、この認識は間違っていますかね。

○事務局（神村） はい。原子力規制庁の警戒本部とか、そのような国としての体制というのは、この、例えば警戒事態とか、従来の10条の段階の施設敷地緊急事態とか、そういう事態から立ち上げられまして、必要な指示というのは、いわゆる国のほうから県のほう、あと関係市町のほうに来るといふことの仕組みになっておりますので、ちょっとこの記載ぶり、少し大枠を理解していただくということで、ちょっとはしょり気味になっているということで、まことに恐縮でございますが、一切伝達化されないで困るとい

うことは、訓練等を通じてないと認識をしております。ちょっとこの書きぶりにつきましては、そのあたり、行き届かないこともあると思いますので、ちょっと修正のほうを検討していきたいと思います。

○興委員 ありがとうございます。先ほど申し上げましたように、官邸というか、内閣総理大臣に、いわゆる緊急避難、緊急時対応が求められるのは、原災法の15条の発動に基づくことなので、それ以前は、むしろ10条による具体の情報の通知手続きしか出てこないのです。それでは、じゃ、どうするかということだろうと思いますので、この8ページのこのあたりの記載の仕方を含めてですが、現実的に、本当に避難に遺漏がないような記載の仕方にしていく必要があるものかと思います。そこのところは、ぜひ工夫を施してくださいとありがたいと思います。

○事務局（神村） はい、ありがとうございます。ご指摘を踏まえて検討いたします。

○山本分科会長 はい。それでは、事務局で、本日出た委員の意見等を整理しておいて、また引き続き、課題としてもろもろの検討をしていただきたいと思います。

それではこれより、報告事項の「浜岡原子力発電所の現況等について」に移ります。中部電力から報告をお願いします。

○中部電力（鶴来） 中部電力の鶴来でございます。これから浜岡原子力発電所の状況についてご説明させていただきます。

きょうご報告する内容は、1つ目、浜岡4号機の新規制基準の適合性に係る審査の状況、それから発電所の安全性向上に対する取り組みの現状でございます。

まず、浜岡4号機の審査の状況です。

左側が地震津波に関する審査、それから右側がプラントに関する審査の状況です。前回9月1日にこの場でご報告した以降、地震・津波に関しては3回審査会議が行なわれました。一方プラント側につきましては、前回のご報告のときにご説明しましたが、8月に、それまで4社で合同で審査をしておりましたが、規制庁さんのほうで集中審査ということで、柏崎6、7号機を集中審査するということになりまして、現時点でもまだその状況が続いておりますので、その間は、当社、審査を傍聴しまして、その必要な検討事項、当社への反映事項を審査の資料に反映して、いつでも審査の再開に備えているところでございます。

こちら、審査の項目に対する進捗の全体像でございます。上側が地震津波のほうでございまして、敷地内の地質構造につきまして、ヒアリングから審査会合に進みましての

で、「●」から「□」に変更してありまして回数を増やしております。

きょうは、まず地震・津波に対する審査の状況について、若干詳しくご説明させていただきます。

こちら、地震・津波に関する各審査項目の関連をまとめております。昨年2月に、既におおよそご了解いただきました、地震動の増幅特性、こちらを踏まえて基準地震動に反映するということになっておりまして、基準地震動については、地震の発生形態に応じて審査を進めております。プレート間地震、海洋プレート内地震につきましては審査が進んでおります。一方、内陸地殻内地震につきましては、前提となる敷地周辺の地質構造、いわゆる活断層の審査を今進めておりまして、その審査の後に審査をすることになっているということでございます。

一方、敷地内の地質構造。こちらについては、この基準地震動の話と切り離して、別途審査が今進んでおります。今後は基準地震動の審査と基準津波の審査に入っていく予定でございます。

昨年9月以降の進捗を項目別にまとめておりますが、この上から3つ目の地質地下構造につきましては、昨年2月に審査が終了しているということで、地震動につきましては、今回プレート間地震の地震動評価につきましては、不確かさを考慮する考え方について、おおむね了解をいただきました。これについては次以降でご説明させていただきます。

プレート間地震の主な検討項目としましては、プレート間地震に関する調査をして、過去の地震、それから震源直上の観測記録の特徴等を踏まえた調査をまず行ないます。それから、検討用地震の震源モデルの設定としまして、内閣府が設定した最大クラスの地震動を踏まえた基本モデルに対し、当社のほうで不確かさを考慮した震源モデルを設定しまして、こちらについての考え方をご説明しました。

それから、今後、検討用地震の地震動評価としまして、この2つの手法。最後に増幅を踏まえた地震の評価という形で進んでいきます。

先ほど言いました、今回おおむね了解いただいた内容としまして、まず内閣府のほうの強震断層モデルを基本としました基本震源モデルを設定いたしました。こちらには、あらかじめ不確かさの考慮としまして、この緑色で書きました、この3つの項目について、あらかじめ不確かさが考慮されております。

これに対して、当社のほうでさらに不確かさを考えるということで、3つの不確かさ

を検討しました。まず、この図に書いてあります灰色のところ。これを強振動生成域と言いますが、これは揺れを大きく発生させるもの。こちらを、内閣府のほうで、まず東のほうにずらして浜岡の少し直下にかかるようにしたケース。それから、当社独自で設定しました強振動生成域を真下に持ってきたケース。これらのケースを想定しまして敷地への影響度合いを評価しました。それ以外に、プレート間地震と分岐断層との連携による不確かさ。それから、審査の中でコメントが出ましたが、地震規模の不確かさをもう少し考慮しようということで、トラフの震源の南側の浅い地域に、震源を少し面積を増やしまして、結果としてM9.0に対して9.1まで考慮した不確かさを想定しました。

これらを評価した結果、この強振動生成域を動かしたものが浜岡の敷地に一番影響が大きいということがわかりました。これらの不確かさの考え方につきましては、おおむね了解をいただいております。

こちらからは、発電所の安全性向上に対する取り組みの現状でございます。

これまでの当社の取り組みですが、震災前、チェルノブイリ事故とかTMI事故を踏まえまして、自主的に、シビアアクシデント対策として、例えば耐圧性を有した格納容器のベント、それから1,000ガルを想定した耐震裕度の向上工事をやってまいりました。震災後、7月に、津波対策ということで、当時海拔18mの防波壁、それからガスタービンの高台への設置等を公表して工事を始めました。その翌年、内閣府の巨大地震モデル検討会のシミュレーションの結果を受けまして、防波壁を4m嵩上げするとともに、重大事故対策としてフィルターベントを設置することを公表いたしました。

国の新基準の施行以降は、この中で要求されている自然災害等の対応としての竜巻対策等を追加でやるとともに、当社が設定した基準地震動に応じた耐震の補強工事等を行なうことを公表しまして、それ以降、今から2年前になりますが、4号機の適合性審査のための設置許可変更申請を出しました。引き続き、翌年6月、3号についても出しました。現在4号の申請審査を受けているところでございます。

こちらが安全性向上に対する取り組みの全体像でございまして、ちょっと網羅的に書いてありますが、①番と書いてあるのが地震に対する対策。②番の番号を振っているのが津波対策。敷地に津波侵入をさせないための対策。③番が原子炉を安全に止めるための注水・電源・除熱等の設備。④が、万一事故が起こったときに格納容器を守る。それから大量の放射能を放出させないための対策ということで、こういういろんな対策に取り組んでおります。

今の取り組みの状況ですけれども、防波壁につきましては昨年末に完了いたしました。それから、それ以外の工事につきましては、今年の9月を目指して工事を進めているところでございます。

これ以降、各設備の状況を、ちょっと写真を交えてご説明させていただきます。

防波壁につきましては、22mまでの防波壁が既に完成いたしました。それから西側の敷地とをつなぐ盛り土につきましても完成いたしました。東側については今年度中に完成する予定でございます。

それから、この右側の絵ですが、敷地の中に取水槽というのがありまして、海から海底トンネルで水を引っ張って、こちら原子炉等の冷却に使います。津波が来ますと、こちらは海底トンネルで海とつながっておりますので、津波で水位が上がりますと、こちらのほうの水が敷地のほうに溢れるということで、それを防ぐための溢水防止壁で、高さ4mの壁を現在設置中でございます。

こちらは外部火災に対する対応でございます。敷地の周辺から、火災がもしあって迫ってきた場合に、原子炉等の安全を守る設備を守るために、火災を防ぐための防火帯という、整地された帯状のものを周辺に現在設置中でございます。

それから、非常用のディーゼル発電機の燃料としまして、軽油タンク。地上に今設置しておりますが、万一タンクが火災を起こしたときに、原子炉建屋の近くに設置されておりますので、原子炉建屋への影響、それから竜巻において飛来物が飛んできてタンクにぶつかったときに、また火災を起こす。その辺のリスクがございますので、このタンクを地下化するというので、タンクの地下化の設置は既に完了しております。現在ポンプ、それから配管の設置を進めているところでございます。

これは原子炉の除熱のための設備でございます。フィルターベントにつきましては、事故時、格納容器の圧力が上がったとき等に、熱を除去、圧力を除去するための設備でございます。フィルターの設置については既に完了し、トンネルについても完了しており、現在配管等の設置を進めております。

なお、3号機につきましても、今年の1月末に容器の据えつけは終わりました。

こちらの左側の下の絵が、緊急時海水取水設備ということで、福島のように、万一津波等で、そのまま出ているポンプのモーターが水に浸かって使いものにならなかった場合に、バックアップとしまして、あらかじめ水密性のある建物の中に新たにポンプを設置いたしました。これについては、もう3、4、5号機全て設置済みでございます。

まして、高台からの非常用電源を受けた試運転を今後やる予定でございます。

こちらは電源と注水の設備の状況でございます。高台、海拔40mのところにガスタービン、免震建屋の中に設置済みでございます。現在、この燃料の軽油の地下タンクを設置しておりまして、今後試運転等を行なう予定です。

それから水につきましては、海拔30mのところに地下貯槽ということで、9,000m³の水をもう既に張りまして、今ポンプ・配管等の設置工事をやっているところでございます。

これは緊急時対策所でございます。現在当社、耐震構造の緊急時対策所を新設をしているところでございまして、事故時の周辺の放射能をきちっと遮蔽できて、7日間以上滞在できるという設備の設置工事を今やっているところでございます。

また、可搬型の設備、電源車とか注水車等の車両エリアを、西側と東側に、リスク分散のために別々に2つ設けておりまして、この写真は西側の車両の置き場を今整備しているところでございます。東側につきましては現在整地中です。

それから、耐震の補強工事として、1,200ガルの基準地震度にもつようなサポートの追加工事もあわせて行なっております。

ここまでが設備の対策でございますが、その設備をきちっと使って実効性を上げるということで、いわゆるソフト対策としまして、まず体制の整備を。24時間365日、初動対応を行なう専門の緊急時即応班というものを設置して、現在訓練をしているところでございます。それから資機材の整備としまして、N T T回線だけではもたない場合の衛星電話等を現在設置。それから放射線モニタリング設備等、今後充実に図ってまいります。

それから、新しい設備が増えましたので、扱う手順の整備と改善を行なっております。これらを使って訓練を今順次行なっているところでございます。

これは訓練の状況ですが、まず個別訓練としまして、いろんな設備を使う各班ごとに訓練を行なっております。例えば瓦れきの撤去、それから電源ケーブルの接続訓練、注水ポンプ車へのホースの接続訓練等を行なっております。これらについては、昨年度の実績で約700件実施しております。これだけではなくて、総合訓練としまして、いろんな班の連携を確認するという事で、従業員約400名参加して、各班の連携を確認する総合訓練というものもやっております。

このように、設備をきちっと使いこなすための訓練の実効性を上げるということで、日々取り組んでまいりました。引き続き実効性を上げるように取り組んでまいります。

一応説明は以上です。お願いします。

○山本分科会会長 はい、ありがとうございます。

ただいま中部電力から説明があった内容につきまして、委員の皆様の質問を受けたいと思います。何か質問はございますか。

はい、桜井委員。

○桜井臨時委員 いささか専門的な話で恐縮ですけれども、今の資料の11ページです。格納容器内、原子炉から出ている配管に圧力逃し弁というのがあるわけですが、福島の際に、この圧力逃し安全弁がうまく働かなかった。その1つの要因として、格納容器の圧力が高くなると、その逃し弁を作動させる窒素ガスの圧力とのバランスで、逃し弁が働かなくなるという問題が出たわけです。2年前に私が柏崎刈羽へ行ったときに、既に柏崎ではこの対策を立てていた。窒素圧を数気圧ぐらい高くした。それによって確実な作動ができるようになっている。

浜岡では、この問題を、まあフィルターベントを新たにつけて、確実に格納容器の圧をいかなる場合でも下げられるから、今言った問題は現実的な対策を立てる必要がないと考えているのか。あるいは何らかの形でもう既に対策を立ててあるのかどうか。

○中部電力（鶴来） はい。今ご指摘の、窒素圧を上げるという話等ありますが、それと別に、東京電力さんで、ついこの間、窒素の貯槽の温度が上がって漏れて、うまいこと圧力容器逃し弁が作動しなかったということもわかったということを公表されていると思います。それらにつきましても、パッキンを、耐圧というか、耐融、温度性の高いものに替えるとかという対策を講じると言っておりますけれども、当社についても開発品を新たに入れることは考えております。

それから、圧力を上げる件につきましては、ちょっと確認させていただきたいと思います。当然福島で経験したことについては、フィルターベントがあるからいいというわけではなくて、必要な対策は全てとるという姿勢でございます。

○山本分科会会長 はい。

○興委員 2つ質問させていただきます。1つは施設の中の防水対策ですが、津波対策溢水防止壁の設置ということで4mとおっしゃいました。4mの根拠をご説明いただけますか。

○中部電力（仲村） 中部電力の仲村でございます。

先ほどちょっとご紹介しましたように、取水塔から取水槽までつながっているという

ことでのご質問であります。何年か前にも一度ご説明したかもしれませんが、取水塔付近のヘッド、水深から取水トンネルを通して取水槽に入ってきて、敷地内に漏れ出すこととなります。計算しますと、想定では最大でも2 m程度ということで、その2 mに対して2倍の4 mの高さとして裕度を持たせた設計ということで考えています。2 m程度という水位ですが、取水トンネルという限られた径の中に、時間的にも水位が上がるのは限定的な時間だけですし、トンネル内にも摩擦、ロスがありますので、最大でも2 m程度の上昇があるだけということです。想定されるのが2 m程度の水位であれば、4 mの壁をつくっておけばよいであろうとことで4 mの高さの溢水防止壁をつくっております。

○興委員 ありがとうございます。4 mとは、2 mの裕度があるというふうな説明ですが、それに加えて、従来の構想のものと違って、写真で見ますと極めて重厚そうな壁のように思えます。単なる高さに対する備え・措置だけではなくて、強度に対する取り組みもなされているように見えるのですが、その点はどのようなのですか。

○中部電力（仲村） はい、ありがとうございます。今コメントいただきましたように、このところは、水圧だけじゃなくて、場合によっては何か漂流物のようなものも当たるかもしれないということから、水深は最大でも2 m程度ではございますが漂流物がぶつかってもいいような構造というようなことなどから、かなり太い鋼管を立てたような構造として設計・施工しているものでございます。

あと、この部分にゲートが見えますけれども、このゲートはどのような役目を果たしているかということを説明します。万一敷地の中に、発電所側に水がたまった場合には、逆にこの取水設備、取水路を通して海側に排水しようというような役目も持たしております。取水槽側からは入ってこない、逆に発電所側からは何らかの水がたまった場合にはゲートが開いて水が排水できるようにという目的で、片側だけ開くようなフラップゲートを設けております。このような配慮もして、この高さ4 mの溢水防止壁の設計・施工をしているところでございます。

○興委員 ありがとうございます。私も数次にわたって浜岡のプラントの中を見させていただきましたが、前には、やはりこの取水槽からのオーバーフローというのが非常に憂慮されているように考えていました。当初は、壁とはいえるものなのか、強度がもてるのかどうかと非常に案じていたのですが、きょうのご説明では、改善というか、いい形になっているのかなと思いました。いつかまたサイトの中に、お伺いしたときに、き

ちんと見させていただければと思います。

もう1点は、最後の18ページですけれど、現場対応力の強化ということで、防災体制の強化というのが出ております。過酷事故対策を施すというのは、当然事業者として必要なことですが、それでも万万が一何かあったときに十全の防災対策を講ずるとというのが重要なところかと思えます。そういう観点から、これはあくまで緊急時の初動対応ということで、専門班による緊急時即応班というのを設けられるというお話のようですが、どのような、今の体制ではなくて、運用に供することとなった場合の緊急時即応というのを、どのような規模でこれを対応される予定なのか。そこをお聞かせいただけますか。

○中部電力（後藤） 中部電力本店原子力部の後藤と申します。

緊急時即応班、「ERF（エルフ）」と言っておりますけれども、具体的にどんな規模でというのは、まだ検討中のところもございますけれども、まあどうでしょうか。人数としては、20とか30とか、そういった数字も検討には上がっているかと思えます。今までの緊急時対策は、基本的に通常業務として何々課というところに所属して、こういった訓練でもないですけど、緊急時のときには緊急時の班に所属してと、そういった対応をしておりますけれども、この即応班は緊急時対応が本務ということで、通常業務として、訓練ですとかそういったものを主体にやっていくという形で、まずは初動対応をしっかりやっていこうということでありまして、全てお答えできるほどにはまだ詰まっていないところもございますけれども、そういったことで、今準備と検討を進めているところであります。

○興委員 ありがとうございます。大事なのは、やはり先ほども言いました過酷事故に対する備えをしておくことに加えて、万万が一の場合の緊急防災対策ということだろうと思えます。その防災対策で、具体的に、この資料でも、現場対応力の強化の柱の1つの重要な柱として、こういう緊急時即応班というふうなお考えでございます。今の説明ですと、臨時に設けるような組織ではなくて、常設的な形として対応というふうなことのようですので、今後充実に図るような取組をお考えいただければありがたいと、このように思います。

最後の一点は、3ページにございます、もう1点だけご質問させていただきたいのですが、これは白塗りで、一番下に、「最近の状況」ということで、「プラントに関する事項」で、柏崎刈羽原子力発電所6、7号機の集中審査が先行しているのです。

東京電力の審査の状況を確認されながら、中部電力として順次反映していくと記載されています。具体的に、例えばと例示を挙げられることはおありなのではないでしょうか。

○中部電力（鶴来） 具体的に例をとといいますと、ちょっと今すぐには具体例として思い浮かばないんですけども、細かい、いろいろ審査をしておりますので、そちらの中で反映したものを資料に入れ込んでいるというところで、例えば——ちょっとお待ちください。

○興委員 この資料の中に、どこかに反映されているのはおありですか。

○中部電力（鶴来） いや、この資料にはないです。具体的にはないですが、審査の資料に、細かい点でも含めて入れ込んでいるところがございます。

○山本分科会会長 はい、大竹委員。

○大竹委員 ご報告の前半に戻って、プレート間地震の断層モデルについて伺わせてください。

プレート間地震の地震規模の不確かさに対応するために、プレート境界の浅部、浅いところまでモデルに組み入れた、そういう震源を検討なさったことは、これは大変適切なことだと思います。何分にも、海のはるか向こうになりますので、その結果、敷地の地震動がそれほど大きくはならないということも、これも納得できることです。

一方ですね、津波となるとちょっと話が違ってきてしまう。プレート境界の浅部が盛大に壊れると、これは非常に大きな津波をもたらす可能性があるわけで、ここら辺についてはどういう検討をなさって、どういう結果になっているか、お話いただきたいと思うわけです。

もしかしたら、これは既に伺ったのかもしれませんが、重要なポイントですので、念のために確認させていただきたいと思います。

○中部電力（仲村） 中部電力の仲村でございます。コメントありがとうございます。先ほど、地震動の評価ということで、浅部も含めて震源域を広げて、地震の規模を9.0から9.1にしたというご説明をしました。一方、津波については、ご承知のように、東日本大震災のときには浅部が大きくすべったような現象もございますので、津波の評価につきましては、基本モデルの中から、浅部についても津波の波源域として考慮に入れて、そこに大きくすべる領域を考慮して津波の想定をしております。この点の取り扱いは、地震動と津波とでは違うところがございます。津波につきましても、今後津波評価の審査が進展してまいりましたら、改めて津波の波源において浅部のすべりをしっかり評価し

ていることについてご説明できれば幸いです。ありがとうございます。

○大竹委員　ちなみに、ここに表示されたモデルでは、震源域のへりといいますか、浅部での滑り量はどのぐらいになっているのですか。

○中部電力（仲村）　津波の場合はですね、通常、主部のすべりに対して、浅いところは2倍のすべり量を考えておりました。津波では、主部のすべりが平均10mに対して、浅部については20mということと考えております。さらに津波の評価の場合にも不確かさというのを考えておりますので、全体のすべりが大きくなった場合も考えて、不確かさのケースにおいて最大の場合は浅部のところが40mすべるケースも想定した上で、浜岡サイトでの基準津波の想定をしております。

○大竹委員　ありがとうございました。

○山本分科会会長　はい、ありがとうございます。

それでは、物理的な対応と、それから現場対応力、人間力を上げるという2つのところで、発電所が事故等でひどいことにならないような対応をしていってくださるといふ、現在そうなるような対策の状況について、ご説明いただいたところであります。ますます何か落ちがないかということを検討くださいますして、万全なものにしていただければ幸いです。

それでは、以上で本日予定しておりました議題は終わりました。委員の皆様のご協力に感謝いたします。

それでは進行を事務局にお返しいたします。

○事務局（秋葉）　山本分科会会長ありがとうございました。閉会に当たり、危機管理監の外岡からご挨拶を申し上げます。危機管理監、お願いします。

○外岡危機管理監　危機管理監の外岡です。閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、委員の皆様方、大変お忙しい中、ご参集いただきまして、長時間にわたり、熱心にご議論、あるいはご意見、ご提言を賜りまして、まことにありがとうございます。

本日いただきましたご意見、ご提言等を踏まえまして、浜岡地域における原子力災害に対する広域避難計画というものを、本年度中に策定・公表できるよう進めてまいります。また、計画にも書いてございますけれども、実効性の確保に向けて、いろんな課題があることが事実でございますので、この策定公表後も、関係機関との調整あるいは訓練等を通じまして、計画について検証し、より実効性のあるものにするために改善等図ってまいりたいと。そのための見直しを図ってまいりたいと、こういうふうに考えてご

ございます。

また、今回中部電力さんのほうから、浜岡原子力発電所の現況等についてご報告いただきました。これについても委員の皆様方からご意見等いただきました。中部電力さんについても、こういったご意見等を踏まえて、原子力発電所につきましては安全性の確保というものが第一でございますので、引き続き安全性の向上に向けて徹底を図っていただきたいと、こういうふうを考えてございます。

本日は本当にありがとうございました。

○事務局（秋葉） 以上をもちまして、静岡県防災・原子力学術会議原子力分科会を終了いたします。

本日はありがとうございました。

午後 3 時34分閉会